

美深都市計画（美深町） （非線引き都市計画区域）

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

I. 都市計画の目標

1. 基本的事項

（1）目標年次

この方針では、美深都市計画区域（以下「本区域」という。）について、将来の姿を展望しつつ、土地利用、都市施設等の決定方針を令和 12 年（2030 年）の姿として策定する。

（2）範囲

本区域の範囲及び規模は次のとおりである。

美深都市計画区域	市 町 名	範 囲	規 模
	美 深 町	行政区域の一部	約 472 ha

2. 都市づくりの基本理念

本区域は、道北連携地域上川地域の北部に位置しており、天塩川が南北に貫流し、美深川との合流部の平野を中心に市街地が形成されてきた。

産業については、行政区域の約 8 割を占める山林や豊かな自然を背景とした林業や農業、酪農を基幹産業として発展してきた。

しかし、近年では農林業を取り巻く情勢は、労働者の高齢化及び後継者不足等により厳しい状況であり、また、市街地においては企業の倒産による工業跡地や商店街における空き店舗・空き地の増加等が見られ空洞化が進行しつつあることから、既成市街地の住環境の向上や、未利用地の有効活用等による市街地の活性化を図るため、快適で機能性の高い市街地の形成を進める必要がある。

美深町では、これまでの歩みを十分に踏まえ自然・産業・文化等を継承しつつ、美深町固有の優れた地域資源等を活用し、「住んで良かった」「住み続けたい」と言えるまちづくりを目指すこととしており、まちづくりの基本方針・方向性として、次の 5 つを掲げている。

- ・自然環境と調和する安全・安心なまち「美深」
- ・資源をいかす活力に満ちたまち「美深」
- ・次代を創る人を育てるまち「美深」
- ・健康で明るく暮らせるまち「美深」
- ・みんなでつくる心かようまち「美深」

本区域の都市づくりにおいては、このことを踏まえるとともに、今後は人口の減少や少子高齢化が進行することから、市街地の拡大を抑制し、都市の既存ストックの有効活用を促進することにより、都市の防災性の向上が図られ、様々な都市機能がコンパクトに集積した都市構造、さらには、地球環境時代に対応した低炭素型都市構造への転換を目指す。

II. 区域区分の決定の有無

1. 区域区分の有無

本区域に区域区分は定めない。なお、区域区分を定めなかった根拠は以下のとおりである。

本区域は、従来より都市の規模及び人口、産業の動向等から急激かつ無秩序な市街地の進行は見られず、用途地域周辺の農林業への影響も少ないことから、非線引き都市計

画区域としてきたところである。

現在、人口や世帯数は減少の傾向を示し、産業については停滞してきている状況でありこれらが増加、発展に転じることは容易ではないと推測される。

今後は未利用地を有効に活用しながら、これまで整備等を進めてきた都市基盤を有効活用したコンパクトな内部充実型のまちづくりを基本とするため、将来の市街地については現在の市街地と同程度と想定し、農林業と健全な調和を図りながら、豊かな自然環境や景観の保全に努める都市づくりを進める。

これに加え市街地の規模に大きな影響を与える大規模プロジェクト等の予定もないことから、今後においても急激かつ無秩序な市街化の進行は見込まれないものと判断し、区域区分は定めないこととする。

Ⅲ. 主要な都市計画の決定の方針

1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 主要用途の配置の方針

本区域では、3・3・1号40号線（国道40号）とJR美深駅を中心に、計画的に市街地の整備が進められてきた。

しかしながら、近年は特に中心市街地において、人口や世帯の減少・少子高齢化の進行、長引く地域経済の停滞等の影響から、空き地・空き家が増加し空洞化が進んでおり、早急な活性化対策が課題となっている。

このため、本区域では、都市をとりまく環境の変化に対応し、安全で快適な都市生活を持続可能とする「コンパクトなまちづくり」を目指し、住宅地、商業業務地及び工業・流通業務地の各用途を次のとおり配置する。

① 住宅地

- ・本区域の住宅地は、一般住宅地及び専用住宅地で構成する。
- ・一般住宅地は、商業業務地の周囲に配置し、利便性の高さや住環境が調和した住宅地の形成を図る。
- ・専用住宅地は、市街地の南側及び東側並びに西町地区に配置し、低層住宅を主体とした周辺の環境と調和したゆとりある住宅地の形成を図る。

② 商業業務地

本区域の商業業務地は、JR美深駅及び3・3・1号40号線（国道40号）に配置し、今後とも商業機能の維持を図る。

③ 工業・流通業務地

本区域の工業・流通業務地は、JR美深駅東側、市街地の北側及び南側の3・3・1号40号線（国道40号）沿道に配置し、木材・木製品製造業や食品製造業・土石業等が立地する工業地として、機能の維持を図る。

④ 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

JR美深駅東側の製材工場跡地については、都市構造の維持と周辺環境との調和に配慮しながら、適切な土地利用が図られるための用途転換を検討する。

(2) 市街地の土地利用の方針

① 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

郷土景観を構成する樹林地は、都市における良好な自然環境を有していることからその保全に努める。

(3) その他の土地利用の方針

① 優良な農地との健全な調和に関する方針

本区域のうち、集団的農用地や国営・道営の土地改良事業など各種農業投資が実施されている区域及び実施を予定している区域の農地等については、健全な農業の維持と発展を図るため、今後とも優良な農用地としてその保全に努め、特に、農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域については、「農業上の利用を図るべき土地」として用途地域拡大の対象としない。

② 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

- ・ 洪水、湛水、がけ崩れその他の災害発生の可能性のある地区については、市街化を抑制し、緑化の促進や保全に努め、災害の防止を図る。
- ・ 既成市街地において災害発生の可能性のある地域については、地域防災計画に基づき、災害の防止に努める。

③ 自然環境形成の観点から必要な保全に関する指針

豊かな自然環境を有する山林原野、樹林地、丘陵地及び河川敷地等については、今後とも良好な自然環境の保全に努める。

④ 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

用途地域の指定のない区域について、無秩序な土地利用や市街地の拡大を防ぐため、必要に応じ特定用途制限地域を定めることにより、土地利用の整序を図る。

2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 交通施設

① 基本方針

a 交通体系の整備の方針

本区域は、道北連携地域上川地域の北部に位置する地方中小都市であり、今後も都市内道路網の重要性は変わらないものと考えられる。

このため、広域的な交通に配慮した交通体系の形成を進めるとともに、都市内交通にも対応した交通体系の形成を図る。

交通施設の整備は、効率性、快適性のほか、安全性や環境との調和を考慮し、各交通手段が適切に役割分担した交通体系となるよう総合的かつ一体的に進めるとともに、人口減少等の社会情勢の変化に対応した都市の将来像を実現する交通体系の観点から、長期未着手の都市計画道路の見直しを含めたと検討を進める。

また、社会情勢の変化とともに、都市交通のニーズが高度化並びに多様化していることから、交通量に基づく施設整備の考え方と情報技術等を活用し、既存の交通施設を有効利用する考え方を連動させた総合的な視点で交通施設整備を検討する。

これらの考えのもとに、基本方針は次のとおりとする。

- ・ 都市間や空港及び港湾等との広域的な交流・連携を支える高速交通ネットワークの形成を図り、アクセス道路の整備を進める。
- ・ 多様な都市交通を支え、円滑な自動車交通を確保するために、都市の骨格となる都市内道路網の形成を進める。
- ・ 歩行者や自転車の安全で快適な通行を確保するために、歩行者や自転車交通のネットワークの形成やバリアフリー化を進める。
- ・ 公共交通の利用促進のために、沿道の土地利用と連動した公共交通軸の形成や交通結節点の整備を進める。
- ・ 本区域の広域的な道路網の整備にあわせ、市街地内道路の整備を進め、安全性や快適性等の質的な向上を図る道路環境づくりに努める。

b 整備水準の目標

交通体系については、広域的かつ長期的視点に立って必要な路線の道路機能確保に努め、当面の整備水準は以下のとおりとする。

	平成 27 年（2015 年） （基準年）	令和 12 年（2030 年） （目標年）
幹線街路網密度	1.13 km/km ²	1.13 km/km ²

② 主要な施設の配置の方針

a 道路

- ・北海道縦貫自動車道、3・3・1号40号線（国道40号）及び3・4・3号北竜美深線（国道275号）を都市の骨格となる道路とする。
- ・3・4・2号停車場線（一般道道斑溪美深停車場線）及びその他の都市計画道路を配置し、都市内道路網を形成する。

(2) 下水道及び河川

① 基本方針

a 下水道及び河川の整備の方針

土地利用計画と河川及び下水道の整備計画との整合を図り、総合的な治水対策を促進する。

ア 下水道

生活環境の改善、公共用水域の水質保全及び浸水の防除を図り、都市の健全な発展と公衆衛生の向上に資するため、下水道整備を促進する。

イ 河川

自然環境等に配慮しつつ、防災と親水を目的として河川及び水辺空間の整備に務める。

b 整備水準の目標

ア 下水道

本区域の下水道普及率は、平成27年（2015年）で78.6%であり、引き続き市街地の普及を目指し、整備促進を図る。

イ 河川

河川については、治水の安全度の向上に努めるとともに、周辺環境に配慮した河川の整備に努める。

② 主要な施設の配置の方針

a 下水道

美深町公共下水道については、下水管渠を確保し、敷島地区に処理場を適切に配置する。

b 河川

天塩川及び美深川を主とする河川については、各種開発事業等との調整を図りつつ、親水機能にも配慮した自然と触れ合う水辺空間の活用や総合的な治水対策等に努める。

③ 主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に実施を予定する主要な事業は次のとおりとする。

市街地の未整備地区の幹線管渠の整備を促進するとともに、老朽化した下水道施設の長寿命化を図りながら改築更新を行う。

(3) その他の都市施設

ごみ焼却場及びごみ処理場等の都市施設について、それぞれの施設の整備等に関する計画等を踏まえて適切な位置に配置し、公益性並びに恒久的性格を有するものについては、都市計画決定に向けた検討を行う。

3. 自然的環境に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 基本方針

本区域は、市街地を取り囲むように東部及び西部に良好な丘陵樹林地が展開し、市街地西部には南北に流下する天塩川、市街地を分断する形で天塩川に合流する美深川の河川空間を骨格とし、良好な都市環境が形成されている。

本区域の都市環境の現状を踏まえた上で、環境保全、レクリエーション、防災、景観構成及びその他の機能が総合的に発揮され、かつ、緑とオープンスペースのネットワークの形成やコンパクトなまちづくりに対応するように緑地の整備、再整備又は保全を行い、緑地全体の適正配置を図る。

(2) 緑地の配置の方針

① 緑地系統ごとの配置方針

a 環境保全系統

都市の骨格となる緑地として、美深川緑地を配置する。

b レクリエーション系統

日常圏的なレクリエーション活動に対処する緑地として街区公園を各街区に、ふれあい公園及びリフレッシュ広場²¹を各住区に配置するとともに、週末圏的なレクリエーション活動に対処する緑地として、美深川緑地を配置する。

c 防災系統

災害時における避難地及び防災拠点として、ふれあい公園、リフレッシュ広場²¹及び美深川緑地を配置する。

d 景観構成系統

自然性に富んだ天塩川周辺の緑地や風致の維持及び良好な景観形成に資する緑地の保全に努める。

② コンパクトなまちづくりに対応する緑地の配置方針

コンパクトなまちづくりを進めるため、区域内の公園緑地の適正配置を進める。

また、人口減少等の社会情勢やニーズの変化に対応した緑地の適正配置を実現する観点から、区域内の公園緑地が都市の利便性上より有効となるように配置する。

(3) 実現のための具体の都市計画制度の方針

緑地の適正な保全及び緑化の推進を総合的かつ計画的に進めるため、都市緑地法の規定に基づく「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」の策定を検討するとともに、各種計画等を踏まえた上で、必要なものを公園等の都市施設や風致地区等の地域地区として定める。